
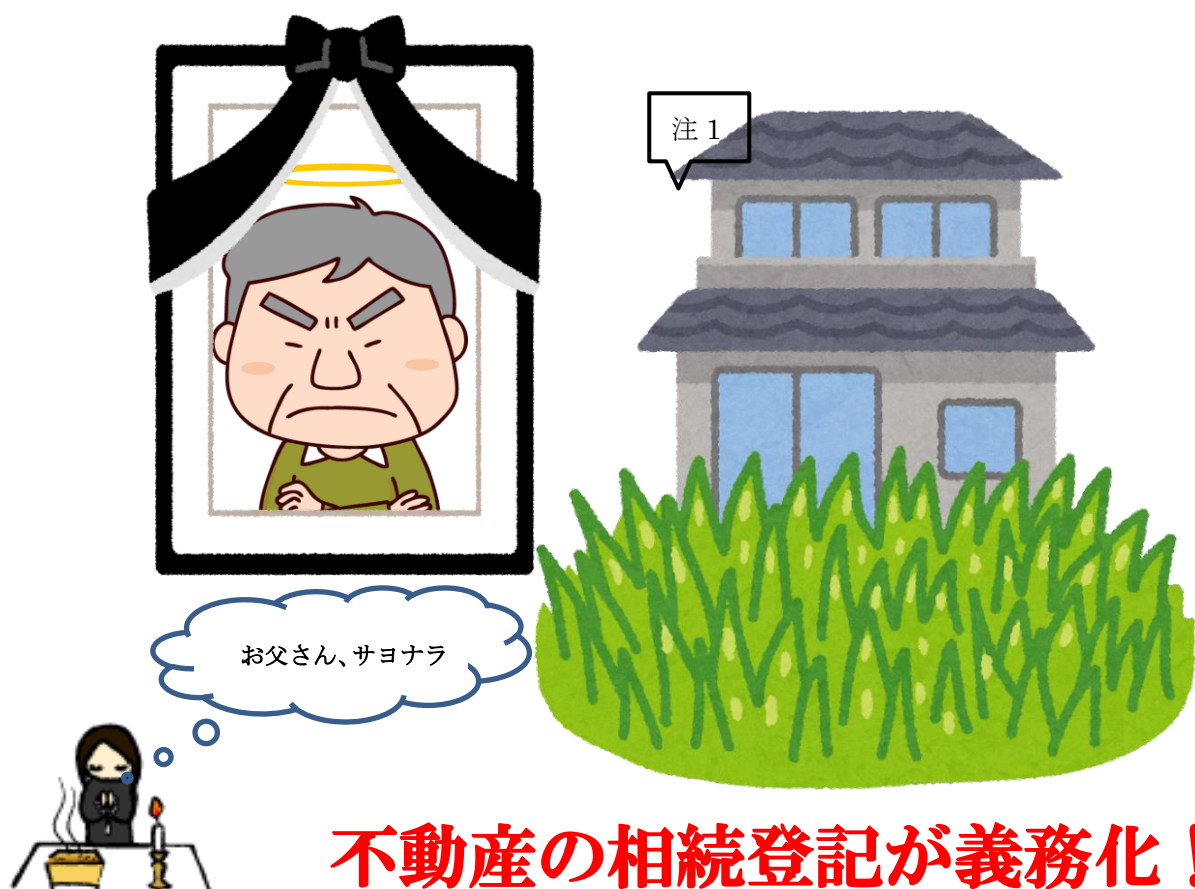


次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<法務>

相続登記を放置していると **罰則**を受けるかも…??



不動産の相続登記が義務化！

3年以内に申請しないと10万円以下の過料??

※内容のご質問等については、TEL 0258-34-3213 担当 司法書士大野豊事務所 大野まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会” 毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概略。

(今回のワンポイント通信のテーマ部分に限り)

1. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法とは、所有者不明の不動産を解消するために平成30年に成立した法律です。
2. 既に相続登記未了解消手続きのため、各法務局では司法書士にも囑託をし、長期相続登記未了不動産の調査を開始しています。
3. 既に判明している不動産は、長期相続未了の付記登記がされ、調査した結果の相続人へ、至急相続登記をするように法務局から通知がされています。
4. 法律施行日の令和6年4月1日から、相続登記の義務化が実施されます。
相続(遺言も含む)によって、不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
正当な理由なく申請を怠れば、10万円以下の過料が科されることになりました。